

議案第59号

読谷村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

村長	読谷村障害児等調査委員会	障害児等の保育所への適正な入所に関すること。
----	--------------	------------------------

」を

「

村長	読谷村障がい児等調査委員会	障がい児等の保育所及び認定こども園への適正な入所等に関すること。
----	---------------	----------------------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實